

令和4年12月21日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県私立学校担当部局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当部局
各国立大学法人附属学校担当部局
各公立大学法人附属学校担当部局
全国学力・学習状況調査担当課 御中

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

令和5年度全国学力・学習状況調査の中学校英語「話すこと」調査の
オンライン実施に向けた事前検証②の実施について（依頼）

全国学力・学習状況調査の実施に当たっては、平素より御理解・御協力いただきありがとうございます。

「令和5年度全国学力・学習状況調査の実施について」（令和4年12月7日付け4文科教第1204号文部科学事務次官通知）で通知した令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領のとおり、令和5年度全国学力・学習状況調査の中学校英語「話すこと」調査については、全ての中学校を対象として、文部科学省CBTシステム（MEXCBT）を活用し、オンライン方式で実施することとしています。

この中学校英語「話すこと」調査を円滑に実施するために、令和4年11月までに実施いただいた事前検証①に引き続き、別添の実施要領に基づき、令和5年度全国学力・学習状況調査の中学校英語「話すこと」調査のオンライン実施に向けた事前検証②（以下「事前検証②」という。）を実施していただきますようお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては、関係する所管の学校に対して、都道府県私立学校担当部局におかれては、関係する域内の私立学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当部局におかれては、関係する株式会社立学校に対して、国公立大学法人附属学校担当部局におかれては、関係する附属学校に対して、本件について周知を図っていただきますようお願いいたします。

令和5年度全国学力・学習状況調査に参加する中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の設置管理者におかれては、本依頼に基づき、当該学校が実施期間内に事前検証②を円滑に実施できるよう御協力をお願いします。なお、対象生徒が在籍していない学校や参加意向のない学校におかれては、事前検証②を実施する必要はありません。

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室
電話：03-5253-4111（内線3726）